

第2節 環境学習の推進

1 県環境学習推進基本方針の策定

効率性や利便性の追求の結果としての温室効果ガスや廃棄物の増加、さらには身近な生きものの減少といった環境問題に適切に対応していくためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活スタイルを見直し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の実現、人と自然が共生する環境にやさしい社会の実現を目指し、県民・事業者・行政がそれぞれの立場と役割において、自主的・積極的な取組を進めるとともに県民一人ひとりが家庭で、学校で、地域で、職場で自ら進んで環境問題に取り組むことが必要になってきています。このようなことから、環境問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育成するための環境学習が重要になってきています。

これまでは平成2年6月に策定した「県環境学習推進基本方針」に基づき推進してきましたが、環境学習を巡る情勢が大きく変化してきていることから、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成15年7月制定）に基づき定められた「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」（平成16年9月に閣議決定）を勘案して、本県の自然的社会的条件に応じた新たな「県環境学習推進基本方針」を平成17年3月に策定しました。

県においては、今後、環境保全の意欲の増進や環境学習の推進については、この基本方針に沿って総合的かつ体系的に取り組むこととしています。

また、県教育委員会では、県総合教育センターにおける研修講座「環境教育」の開催や、文部科学省主催の「環境学習フェア」、「環境教育担当教員講習会」、「環境リーダー研修会」への教師派遣等、指導者の育成に努めています。各学校においても「総合的な学習の時間」等を活用して、すべての小・中学校で、地域の特色を生かした体験的な環境学習に取り組んだり、各教科等との関連を図った学習を推進するなど、全教育活動の中で環境教育を行っています。

2 環境学習ネットワークの構築

かごしま県民交流センターの「生命と環境の学習館^{いのち}」と他の環境関連施設とのネットワーク化を進め、同施設に県内の環境の状況や環境保全活動等に関する情報を県民に提供するコーナーの活用を推進しました。

また、子どもから大人まで、鹿児島県の身近な環境から地球環境の問題まで幅広く調べることができる環境学習ポータルサイト「かごしまe c o -ネット」を運営しています。

3 こどもエコクラブの支援

こどもエコクラブの会員を対象として、体験学習会やこどもエコクラブ間の意見交換会等を実施し、地域における自主的な環境学習や環境保全に向けた取組を支援しました。

(1) こどもエコクラブの概要

「こどもエコクラブ」は、次代を担う子供たちが、地域において自主的に環境学習や実践活動を行うことを目的に、幼児から高校生で結成されたクラブです。

県では、かごしま県民交流センター6階「生命と環境の学習館^{いのち}」内に事務局を置き、子供たちが地域の中で仲間と一緒に地球環境に関する学習や具体的な取組・活動が展開でき

るよう支援しています。（表５－２）

・クラブの活動内容

リサイクル活動，清掃活動，自然観察，水質調査，環境学習会など

表５－２ 登録状況

年 度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
市 町 村 数	23	16	17	22	28	23	17	26	16	20	14	16
エコクラブ数	153	128	177	111	108	86	76	116	80	92	93	57
会 員 数	1,530	1,236	1,544	1,584	1,772	1,091	1,421	2,612	2,121	2,293	2,151	1,895

(2) 主な支援事業

① こどもエコクラブ交流会

実施日 平成22年 8 月28日（土）

場 所 日置市上神殿地区

参加者 延べ53人（7クラブ）

内 容 各こどもエコクラブの紹介，活動発表

ツリーハウス体験，里山と自然との関わりについて学ぶ，意見交換等

② こどもエコクラブサポーター研修会

実施日 平成23年 1 月15日（土）

場 所 鹿児島市吉野地区森のようちえんフィールド

参加者 10人（5クラブ）

内 容 活動事例発表等

③ こどもエコクラブ活動事例集の作成配布

1年間の活動を紹介した報告書を 1,000部作成し，市町村，関係団体などに配布

4 環境学習アドバイザーの派遣

市町村や企業，各種団体が実施する「環境学習講座」や「自然観察会」などに，環境学習アドバイザーを講師として派遣し，県民の環境保全意識の啓発と実践活動の促進を図りました。

(1) 環境学習アドバイザーの概要

環境保全，自然環境，生活環境などの分野に学識及び経験を有する県内の18名をアドバイザーとして委嘱しています。アドバイザーは，地域における概ね20名以上（観察会等は10名以上）の学習会，自然観察会等で講演や実施指導を行っています。

（表５－３，表５－４）

表５－３ 環境学習アドバイザー派遣状況の推移

年 度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
派遣回数	28	34	60	48	50	54	48	55	53	50	45	39	28
参加者数	3,633	4,243	6,983	4,882	4,764	5,484	4,066	5,197	3,745	5,191	3,729	2,264	1,871

表５－４ 平成22年度の主催者別内訳

主 催 者	市町村	市町村教育委員会	学校	企業	民間団体	事業者団体	合計
派遣回数	0	0	10	0	18	0	28

5 屋久島における環境学習

屋久島環境文化財団では，世界自然遺産に登録された屋久島の自然をフィールドに，自然

の大切さや自然と人とのかかわり（「環境文化」という。）を学ぶ環境学習事業を屋久島環境文化研修センターを拠点に展開しています。これまでの受講者数は、表５－５のとおりです。

また、屋久島の自然環境・歴史・民俗について学習する屋久島研究講座等を開催しました。（表５－５）

(1) 環境学習自主事業

① 屋久島自然文化体験セミナー

県内はもとより、全国の小・中学生、高校生、大学生、一般の方々を対象に、月１回程度、概ね２泊３日の日程で、屋久島の海、山、川などをフィールドに、野外活動を中心とする自然体験型の環境学習です。

毎回、テーマや研修内容、対象者を決め、全国に募集を行っています。

また、このほか屋久島の里地の暮らしや伝統文化等について体験できるエコツアー（日帰り）も実施しています。

② ふるさとセミナー

島内の方々を対象に、屋久島の身近な自然を素材にしてふるさとの新たな一面を発見したり自然のすばらしさを学ぶための体験型研修を実施しています。

③ 星空観察会、自然に親しむ集い

星空や宇宙への関心を高めるため、島内各地で季節ごとの星空観察を行う星空観察会や、自然に親しむ集いを実施しています。

(2) 環境学習受入事業

小・中学校、高校、大学の教育活動の一環として、あるいは環境関係団体やエコツアー各種団体からの要請に応じて実施しています。（表５－５）

- ・ 短時間研修（少人数～80人、１～２時間）
- ・ １日研修（10人～、宿泊を伴わない）
- ・ 宿泊研修（10人～40人、１泊２日）

表５－５ 環境学習受講者数 (単位：人)

区分 \ 年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
自主事業	屋久島自然体験セミナー	141	143	112	132	115	117	139
	屋久島ふるさとセミナー	47	84	78	67	41	46	62
	１日研修	330	190	213	210	205	450	176
	特別企画研修	45	7	－	－	－	－	－
受入事業	短時間研修	474	361	188	87	153	190	427
	１日研修	122	87	149	87	398	192	433
	宿泊研修	1,561	1,420	1,206	1,294	1,273	1,324	1,302

6 いのち 生命と環境の学習館における環境学習

生命と環境の学習館は、旧県庁跡地に平成15年４月22日にオープンした「かごしま県民交流センター」の６階に生命の神秘や尊さ、地球環境の大切さを学ぶ場として整備された体験型の施設です。

また、本県における環境学習の拠点施設として、環境情報の提供、環境学習の場や機会の提供、環境保全活動リーダー等の人材育成、こどもエコクラブ鹿児島県事務局等などさまざ

な機能を有しています。

展示ゾーンは、「生命と人と環境を考えるゾーン」、「テーマゾーン」、「明日を考えるゾーン」から構成され、各ゾーンは、気づき→理解→行動の3つのステップを通して、具体的な行動を実践できる人材を育成することを目指しています。

平成22年度の入館者は34,934人、各種ワークショップや研修会等への参加者は延べ1,657名となっています。（表5－6）

表5－6 平成22年度 ワークショップ・研修会等の実施状況

プログラム名	対象者	実施日等	参加者数 (延人数)
サマースクール	小中学生	1回（3日間）	10
ウインタースクール	小中学生	1回（2日間）	34
有資格者向け講座 「プロジェクトワイルドリーダーフォローアップ講座」	18歳以上	1回（2日間）	12
有資格者向け講座 「ネイチャーゲーム・スキルアップ講座&自然体験活動指導者養成研修」	18歳以上	1回（1日間）	14
指導者資格取得講座 「プロジェクトラーニングツリー指導者講習会」	18歳以上	1回（2日間）	14
学生サポーター養成講座	大学生	1回（16日間）	52
(財)鹿児島県環境技術協会自主事業（15事業）		（24日間）	1,521
計		延べ50日間	1,657

第3節 環境保全に関する普及啓発

1 環境の日及び環境月間

6月5日の「環境の日」は、事業者及び国民の間に環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、平成5年11月に公布、施行された「環境基本法」に基づき設けられました。そもそも、この「環境の日」は、1972年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」が6月5日から始まったことを記念して我が国の提唱により設けられた「世界環境デー」を踏まえたものです。

以来、我が国では、6月5日から11日までの1週間を「環境週間」として、また、平成3年からは、6月を「環境月間」として環境保全の普及啓発に努めています。

本県においても、関係機関団体の協力のもとに、環境問題に対する関心を高め、できることから行動に移す機会にするため、各種の関連行事を表5－7のとおり実施しました。

表５－７ 環境月間関連行事

行 事 名	内 容	主 催	場 所	期 日
地球環境を守るかごしま県民運動推進大会	講演，環境保全活動団体等の表彰等	地球環境を守るかごしま県民運動推進会議	鹿児島市	平成22年 6 月 8 日
環境教育授業	大気測定車の公開及び簡易な水質測定	鹿児島県	枕崎市 出水市 大崎町	平成22年 6 月 2 日 6 月 4 日 6 月11日
ウミガメ保護パトロール	ウミガメ保護パトロール	鹿児島県内の市町村	県内のウミガメの上陸する海岸	平成22年 5月～8月
錦江湾クリーンアップ作戦・夏の部	錦江湾岸の海岸清掃活動	錦江湾みらい総合戦略推進協議会	鹿児島市(2箇所) 始良市 錦江町	平成22年 6 月 4 日 7 月 3 日 7 月 4 日 6 月28日
小規模事業場等排水対策指導	小規模事業場への立入指導	鹿児島県	鹿屋市，曾於市	平成22年 6 月23日
九州マイバッグキャンペーンのための「標語」の募集	ごみ減量化啓発のための「標語」の募集	鹿児島県	県内	平成22年 5 月14日 ～ 6 月30日

2 森林環境税の導入

森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図ることを目的に，平成17年度から森林環境税を導入し，平成21年度に課税期間を平成26年度までの5年間延長したところです。

この財源を活用して，手入れの遅れた森林の間伐や荒廃竹林の整備，県産材の利用拡大の取組など森林の保全を図るための施策，森林・林業に関する学習・体験活動への支援，森林環境教育の推進，森林ボランティアの育成など，森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策を県民と一体となって行っています。

3 森林とのふれあい

森林は，水資源のかん養，木材の供給，土砂災害，地球温暖化の防止など，重要な役割を果たしています。

県では，森林にふれあう機会や森林整備を体験する機会を創出するなど，県民参加の森林づくりを推進しています。

(表５－８)

表５－８ 平成22年度 「森林とのふれあい」イベント

イベント名	時 期	場 所	内 容
みどりの感謝祭	平成22年 4 月29日	県民の森	緑の少年団活動発表，森の散策，緑の教室，苗木配布
「九州森林の日」植 樹 祭	平成22年11月 7 日	県民の森	植樹活動，みどりの教室，苗木配布

4 全国星空継続観察（スターウォッチングネットワーク）

全国星空継続観察は，環境省が各自治体や天文クラブ等の協力を得て，昭和63年から実施しているものであり，星空の観察という身近な方法により，大気環境の状況を調査するとと

もに、大気環境保全の重要性について考えていただくことを目的としています。

平成22年度は全国で夏期334団体、冬期293団体が参加しており、本県では夏期2団体、冬期2団体が参加しました。（表5－9）

表5－9 スターウォッチング結果

①平成22年度夏期分（H22.7.31～8.13）

団体名（市町村名）	市町村	観察場所	等級平均値
出水アマチュア天文同好会	出水市	上場コスモス園駐車場	9.0
加世田サイエンスクラブ	南さつま市	鉄山公民館	11.6
全国平均			8.3

②平成22年度冬期分（H23.1.24～2.6）

団体名（市町村名）	市町村	観察場所	等級平均値
加世田サイエンスクラブ	南さつま市	鉄山公民館	11.3
（個人）	肝付町	住宅地	8.3
全国平均			7.9

※ 等級平均値は、天体を地上で観測した時の見かけの明るさを示した数字。数字が大きいほど暗い星まで見える。

第4節 調査研究・監視測定等の充実

1 環境保健センター

環境保健センターは、環境の保全や保健衛生に係る行政を技術面から支援する試験研究機関として、平成12年4月1日に従来の環境センターと衛生研究所を統合して設置され、大気や水質などに関する監視機能のほか、調査・研究機能、環境・保健衛生情報の収集・管理・解析機能を備えています。（資料編11-（1）、（2））

（1）監視機能

環境大気や公共用水域などの環境監視や工場・事業場の排出基準監視を行い、その結果を解析・評価しています。また、県下の環境大気については、テレメータによる常時監視を行い、刻々のデータをインターネットで公表しています。

（2）調査・研究機能

環境汚染の実態や汚染機構の解明、汚染の防止、環境影響・環境保全対策に係る調査など地域特性に応じた調査研究を行っています。

（3）環境・保健衛生情報の収集・管理・解析機能

大気、水質、土壌などに関する環境情報及び産業活動や人口の分布など社会状況に関する情報を収集し、総合的な解析・評価を行い、環境行政の各種施策を支援しています。

第5節 環境情報の整備・提供

平成22年版県環境白書について、関係機関の他、県内図書館、大学等へ配布するとともに、

県のホームページにも掲載し、本県の環境に関する情報提供を行いました。

また、環境保健センターにおいて、環境に関する様々な情報を収集・処理し、保管するとともに、各種の統計解析や予測評価を行いながら、環境監視、環境管理、調査・研究など環境保全の推進を支援しています。

第6節 公害紛争の処理等

1 公害紛争処理制度

(1) 制度の趣旨

公害紛争を民事訴訟のみで争った場合、その解決に多くの時間と費用がかかるなど被害者の救済の面で問題がありました。

このため、公害紛争の迅速・適正な解決を目的に、公害紛争処理法が昭和45年に制定され、司法救済を補完するものとして公害紛争処理制度が設けられました。

(2) 制度の概要

公害による被害の防止や損害賠償などの紛争処理の専門機関として、国に公害等調整委員会が設置されています。

また、県では、公害紛争処理法を受けて制定された鹿児島県公害紛争処理条例により、昭和45年12月19日に鹿児島県公害審査会が設置されています。（P189参照）県公害審査会においては、公害等調整委員会が扱う紛争以外の紛争について、あっせん、調停、仲裁の手続を行います。

(3) 公害苦情相談員

公害に関する苦情は、地域住民に密着した問題であり、公害紛争の前段階的性格を持っていますが、その迅速かつ適切な処理は、将来における公害紛争を未然に防止し、住民の生活環境を保全するために極めて重要です。

このような観点から公害紛争処理法では、都道府県及び市町村に対して公害に関する苦情の窓口としての苦情相談員を設置するよう規定しています。

県では、この規定に基づき庁内関係課及び地域振興局等に公害苦情相談員を配置し、公害に関する苦情について、住民の相談に応じるとともに、苦情の処理のために必要な調査、指導及び助言を行うなど、公害苦情の適切な処理に努めています。（表5-10）

表5-10 公害苦情相談員（平成22年度）（単位：人）

区 分	公 害 苦 情 相 談 員			公害苦情処理事務を行う職員数*			計
		うち専任	うち兼任		うち専任	うち兼任	
県	29	0	29	19	0	19	48
市町村	0	0	0	191	0	191	191
計	29	0	29	210	0	210	239

※公害苦情相談員は除く

2 公害苦情

(1) 公害苦情事件数と種類別状況

平成22年度に地域住民から市町村や県の公害苦情の窓口に新規に寄せられた苦情件数は、1,685件でした。

種類別にみると、典型 7 公害に関する苦情件数が575件（構成比34.1%）、典型 7 公害以外のものが1,110件（同65.9%）となっています。

典型 7 公害に関する苦情の内訳をみると、悪臭191件（構成比11.3%）、大気汚染136件（同8.1%）、騒音127件（同7.5%）の順となっています。（資料編12－（1））

(2) 受理機関別苦情件数

平成22年度に県及び市町村が新規に受理した苦情件数を受理機関別にみると、県が54件（構成比3.2%）、市町村が1,631件（構成比96.8%）となっています。

市町村別にみると、受理件数が多い方から鹿屋市555件、薩摩川内市357件、鹿児島市229件の順となっています。この 3 市で全体の約68%を占めています。（資料編12－（2））

3 公害防止（環境保全）協定

公害防止（環境保全）協定は、企業と地方公共団体、住民団体等の間で公害の防止のために締結するものであり、公害関係法令を補完し、地域の実情に応じたきめ細かい対策を行うことにより、地域の生活環境を保全する有効な手段となっています。（表 5－11、表 5－12）

表 5－11 業種別の公害防止協定締結事業所数 (平成23年 3 月末現在)

業種・事業所等別	農業等	鉱業	建設	食料品	衣料・繊維	木材・パルプ	化学	石油・石炭製品	ゴム・皮革	窯業・土石	鉄鋼	非鉄金属	金属	機械	電気等供給	産業廃棄物・処理場	その他	合計
件数	96	3	15	49	1	4	5	8	0	10	0	6	5	9	5	38	44	298

表 5－12 県・市町村及び企業との 3 者協定

企 業 名	締 結 年 月 日
新日本石油基地株式会社	昭和51年12月25日
九州電力株式会社	昭和56年 7 月22日
石川島播磨重工業株式会社	昭和59年 3 月23日
志布志石油備蓄株式会社	平成 4 年 8 月27日
日本地下石油備蓄株式会社	平成 4 年12月16日

第 7 節 環境に配慮した事業活動等の促進

1 鹿児島県環境保全施設資金利子補助制度

事業者が、環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する施設を制度資金の融資を受けて整備する場合に、予算の範囲内において金利負担の軽減を図るための制度です。

① 補助対象者

環境保全施設の整備に当たり国が制度上環境保全に係る資金として認めた日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫）、環境再生保全機構（旧環境事業団）及び日本政策投資銀行の融資に係る資金その他の資金（制度資金）の融資を受けた事業者で、当該制度資金について金融機関と締結した貸借契約による約定返済元金を返済し、かつ、1月1日から12月31日までの期間中に当該期間相当の約定利子を支払っているもの。

② 補助対象経費

制度資金のうち、知事が別に定める経費に該当する分に係る利子の一部

③ 補助金額

毎年1月1日から12月31日までの期間に支払った利子について、事業者の負担額が年3.5パーセントになるまで。（資料編13－(1)）

2 鹿児島県中小企業融資制度（地球温暖化対策資金）

中小企業者等が、環境配慮型の経営を行おうとするとき又は環境配慮型の事業を創出しようとするときに必要な資金の融資を受けることができる制度です。

① 融資対象者

県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、環境に配慮した経営を行おうとするもの及び環境に配慮した事業を創出しようとするもの

② 融資対象経費

ア IS014001、エコアクション21等の認証取得に要する資金又は認証維持のために必要な資金

イ 事業の用に供する低公害車の購入又は最新排出ガス規制適合車への買替えであって、次に掲げるものに要する資金（新車購入に限る。）

（ア）低公害車の新たな購入

（イ）使用中のディーゼル車（貨物自動車、バス等）の最新排出ガス規制適合車（貨物自動車、バス等）への買替え

ウ 地球環境保全に資する施設等であって、次に掲げるものの設置に要する資金

（ア）特定フロン等の回収装置

（イ）エネルギーの有効利用施設又は廃棄物の資源化・再生利用施設

エ 環境負荷を低減させる製品の開発、製造、販売等に要する資金

オ その他、地球温暖化対策に資する施設設備の導入又は事業運営に要する資金

③ 主な融資条件

- ・資金使途 運転資金・設備資金
- ・融資限度額 5,000万円
- ・融資期間 運転資金 7年以内（うち据置24月以内）
設備資金 10年以内（うち据置36月以内）
- ・融資利率 年1.90%～2.70%
- ・保証料率 年0.13%～1.58%

3 企業における環境マネジメントシステムの推進

環境マネジメントシステムとは、環境に配慮した事業経営を自主的に進めていくため、①当該事業所の活動や提供する製品・サービスが環境へどのような影響を与え、又は与える可能性があるかを把握し、環境保全に関する方針、目標を設定し②環境方針や目標達成に必要な

な組織を整備し、環境保全の取組を推進するとともに③環境目標の達成状況を点検し④その結果に基づき必要な見直しを行い、継続的な環境改善を図っていく一連の体制・手続きです。

このシステムに係る規格は、環境マネジメントシステム（ISO14001）として国際標準化機構（ISO）が定めています。

この規格の認証を受けることは、環境保全に向けた体制が整備されるとともに、「環境にやさしい事業所」として国内外にアピールする有効な手段となりますが、そのためには（財）日本適合性認定協会（JAB）が認定した認証（審査登録）機関に申請して、審査を受ける必要があります。なお、県内では平成23年3月末現在で、336事業所が認証を受けています。

県では、（財）かごしま産業支援センターにおいて、環境に配慮した企業活動が推進されるよう県内中小企業者を対象としたISO制度普及のための講座を開催しています。

今後とも関係団体と連帯を図りながらISO制度の普及・啓発に努めていきます。

（資料編15-（1））

第8節 市町村における特色ある取組（始良市）

始良市重富海岸における市民・行政・NPO等の多様な主体が協働で景観と環境を守るための戦略

1 取組の経緯

始良市の重富海岸（海水浴場）は、桜島を眼前に眺める所に位置し、往時は臨海学校のメッカとして大いににぎわっていましたが、平成15年頃は、多量の花火のごみやアルコール等のビン・カン、弁当がらや菓子包装が散乱し、駐車場では毎晩のように暴走車両が爆音で騒ぎ、不法投棄車両が10数台あるなど、かつての白砂青松の美しい海水浴場とは程遠い景観になっていました。

市では、重富海水浴場を、かつての浜辺に再生することができないか検討した結果、NPO等が持っている技術・ノウハウの活用や市民の環境意識の啓発・喚起を図ることとしました。そこで、重富海水浴場を活動拠点として、一般市民に干潟の重要性を周知するとともに、生活排水についての注意喚起をはかるなどの観察会や自然生態系調査を定期的を実施し、基礎データの蓄積を大学と連携して行っているNPOと協働して、この課題に対しての取組を始めました。

2 単発的なクリーンアップから「戦略的クリーンアップ」へ

これまで錦江湾クリーンアップ作戦など、市民協働による活動を年2回実施していましたが、単発的に行っていたクリーンアップでは、すぐ元に戻ってしまいます。そこで、無理せず持続的に、地域として景観維持活動に取り組もうと、地域とNPOが主体となり平成17年4月13日から毎日クリーンアップ活動をはじめました。

また、単にクリーンアップをするだけでなく、拾ったごみの種類、個数、場所を記録し、分析を行いました。

特に多いごみが弁当がらでしたので、朝昼夕の3回時間帯特定を行うと、ちょうど昼食後に弁当がらの多くが排出されている傾向が分かりました。そこで、午後1時頃、利用者の遠巻きにクリーンアップ活動を行い、ごみ拾いをしている姿を利用者に意識付けることにしました。すると、1月もしないうちに効果が現れ、活動当初のごみは毎日40Lごみ袋が3袋であったものが、現在は1月かかっても1袋に

もならないごみの量に激減してきました。

また、投棄される場所を分析すると、ベンチ周辺が多いことが分かりました。吸殻が足下に毎日数十本ねじ込まれていました。そこで、毎朝ベンチ周辺の松葉かきを行い、箒の目を立てることにしました。すると、見事に吸殻投棄は激減し、あわせてその他のごみも減ってきました。

このように、戦略的に景観美化作業をはかることにより、ごみの投棄防止と利用者の意識が変わってきました。



松林のクリーンアップ

3 様々な主体の協力による持続的景観維持システムの構築

美しさを取り戻した海岸には、多くの近隣住民が朝夕の散歩を楽しみ、夕涼みや釣り、井戸端会議がにぎやかに行われるようになりました。

それまで姿を見ることはなかった子どもたちの姿も増え始め、毎日のクリーンアップに自主的に参加してくれるようになりました。

学校が終わってからつどう子どもたちは、クリーンアップや景観維持のために作った「松ぼっくりの小道」づくりにも協力してくれています。（現在100名ほどが登録）

このように、周辺住民の大人や自治会の取組も動きだし、「市民、行政、NPO、企業など」の様々な主体による協働景観維持システムが構築されてきています。

4 利用者の質の変化

以上の取組により海岸が安心して利用できるようになったため、障害をお持ちの方の利用が増え、車いす利用者、松葉杖を利用される高齢者も多く、特にベビーカーを押した家族連れの毎日の憩いの場になっています。



良好な景観が維持されている重富海岸

5 鹿児島県景観表彰の受賞

このような取組が評価され、「重富海岸において、住民との協働による清掃活動やごみの投棄防止のためのパトロール活動等を実施し、松林、桜島及び錦江湾を生かした景観の維持に取り組んでいる」などとして、平成23年3月、前述のNPOが鹿児島県景観表彰の奨励賞を受賞しました。

6 まとめ

今後も、様々な主体が協働することにより、景観維持プロジェクトを継続的に実施して行くことが最も大切なことであり、次代を担う子どもたちの参加は、継続の源泉であると思います。

また、錦江湾が新たに国立公園になろうとしている今、このプロジェクトを錦江湾沿岸一帯に広め、美しい錦江湾、美しい鹿児島をアピールできるよう、県内外の協働促進や持続的戦略的景観維持を通して県民の美意識向上に努めていきたいと思っています。